

令和 3 年 6 月 10 日
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業 「東京国際空港警備業務」の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

| 事 項 | 内 容 |
|----------|--|
| 実施行政機関等 | 国土交通省 |
| 事業概要 | 東京空港事務所庁舎等及び庁舎敷地内における警備統括、警備システム監視、巡回警備、SRA 立入検査、立哨警備及び庁舎等警備業務 |
| 実施期間 | 平成 31 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 (2019 年 5 月 1 日に改元され令和となったことから、ここでは、平成 31 年 4 月 1 日と期日を記載) |
| 受託事業者 | 首都圏ビルサービス協同組合 |
| 契約金額（税抜） | 3,024,621,600 円（単年度当たり：1,008,207,200 円） |
| 入札の状況 | 1 者応札（説明会参加＝4 者／予定価内＝1 者） |
| 事業の目的 | 航空機の安全運航を阻害する制限区域内等への不法侵入及び航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 53 条で定める禁止行為の未然防止並びに、東京空港事務所庁舎等及び庁舎敷地内の保安の維持等を図るため警備業務を実施すること。 |
| 選定の経緯 | 平成 26 年 7 月 14 日付事務連絡「公共サービス改革法の対象公共サービスの自主選定について」において国土交通省より公共サービス改革法の対象事業として自主選定され、平成 27 年度の公共サービス改革基本方針に掲載されたものである。 |

II 評価

1 概要

終了プロセスに移行することとする。

2 検討

(1) 評価方法について

国土交通省から提出された平成 31 年 4 月から令和 3 年 3 月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行う。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

| 事 項 | 内 容 | |
|---------------|---|--|
| 確保されるべき質の達成状況 | 以下のとおり、適切に履行されている | |
| | 1. 警備業務を通じて、空港の保安の確保に努め円滑な空港運用を可能とすること。 | |
| | 確保されるべき水準 | 評価 |
| | 信頼性の確保 本業務の不備に起因して、警備システム監視及び巡回警備による警戒・監視業務が停止しないこと。 | 【適】 日々、受託事業者より提出される日報を監督職員が検査を実施し、要員が適切に配置されていること、警備システム監視や、巡回警備を切れ間無く実施していることを確認しており、警戒・監視業務停止件数は 0 件であった。 |
| | 業務中の過失による人身事故及び物損事故を起こさないこと。 | 空港の運用に影響を与える事故及び物損事故の発生件数 0 件であった。 |
| | 緊急事案発生時の措置 | 【適】 |
| | 制限区域及び庁舎内に侵入した不審者及び不審車両に対し、適切な警備措置を行うこと | 制限区域及び庁舎内へ侵入した不審者及び不審車両に対し適切な警備措置ができない件数は 0 件であった。 |
| | 2. 警備業務において確保すべき水準 | |
| | 確保されるべき水準 | 評価 |
| | (1) 警備統括 指定された担当業務を実施し、適切な統括責任体制を構築し、適切に実施すること。 ①警備センターにおいて、警備全体の統括責任者として警備員への指揮命令及び指導すること。 ②監督職員への連絡及び報告、調整すること。 ③緊急時における連絡系統に基づき関 | 【適】 当局監督職員の指示の下、①警備全体の統括責任者として、警備員に適切な指示を行うとともに、②監督職員への報告を行い、③適切な統括責任体制を有していることを監督職員への聞き取り及び日報で確認されている。 |

| | |
|---|---|
| <p>係機関への連絡通報すること。(当局の職員が行う場合を除く。)</p> | |
| <p>(2) 警備システム監視</p> <p>① 警備センターにおいて、常時センサー及びカメラのモニター監視を継続し、空港全域の警戒の実施すること。</p> <p>② 各警備箇所の運用状況の確認及び必要に応じた連絡通報の実施すること。</p> | <p>【適】</p> <p>センサー、カメラの警備システムを適切に使用し必要な警戒・監視を行っていることを、同室で監督を行っている当局監督職員への聞き取り及び日報で確認されている。</p> |
| <p>(3) 巡回警備</p> <p>車両により、別途指示する制限区域内の設定経路に従って警戒巡回の実施すること。</p> | <p>【適】</p> <p>車両により適切な警戒巡回を行っていることを不定期で当局職員が巡視した際に確認を実施。また、業務日報で確認した。</p> |
| <p>(5) SRA立入検査</p> <p>検査場において、制限区域内の指定された区域へ立ち入る者及び車両に対する所持品等の検査の実施すること。</p> | <p>【適】</p> <p>制限区域内の指定された区域へ立ち入る者及び車両に対し所持品等適切な検査を行っていることを、不定期で当局職員が巡視した際に確認を実施。また、業務日報で確認した。</p> |
| <p>(6) 立哨警備</p> <p>ゲートにおいて、制限区域への立ち入りを承認された者及び車両に対する出入管理及び周辺の警戒監視を実施すること。</p> | <p>【適】</p> <p>制限区域内への立入りを承認された者及び車両に対し適切な出入管理及び周辺の警戒監視を不定期で当局職員が巡視した際に確認を実施。また、行ったことを日報で確認した。</p> |
| <p>(7) 庁舎等警備</p> <p>① 東京空港事務所庁舎敷地内、第1庁舎、管制塔において、入退庁者の出入り管理及び案内業務の実施すること。</p> <p>② 旧管制塔、管制訓練棟及びUPS局舎において、建物内外の巡回監視の実施すること。</p> | <p>【適】</p> <p>指定された担当業務を適切に実施したことを、日常的に職員が入退庁する際に、確実に業務が遂行されているかどうかの確認を実施。また、日報で確認した。</p> |

| | | | |
|---------------------|---|--|--|
| | <p>③ 東京空港事務所庁舎自衛消防隊の統括管理者及び要員として、東京空港事務所消防計画に従った自衛消防活動の実施すること。</p> | | |
| <p>民間事業者からの改善提案</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 巡回業務における車両事故回避に関する提案 通常運転時の事故回避のため、仕様書に規定する以上の自動衝突回避装置等が付いている安全性能の高い車両を配備がなされ、安全性の向上が行われた。 ○ 警備本部に関する提案 警備本部を設置したことにより、仕様以上の人員が配置され、本部要員が巡視を行い、警備に当たっている警備員の健康状態や業務実施状況を把握することで、確実な業務の質を向上させることができおり、また、突発的な警備機器故障時の増員対応においても迅速な対応が行われていた。 ○ 緊急時対応の動員増に関する提案 羽田空港内、空港近辺に多くの職場を抱えており、緊急時において、業務を継続する上で監督職員の指示に従い迅速に警備員の動員増が行われていた。 ○ 警備員の教育、訓練体制に関する提案 空港警備が特殊性であるため、施設警備、空港保安警備双方の基本から応用について警備員に応じた必要な教育訓練が行われていた。 | | |

(3) 実施経費（税抜）

実施経費は、従来（平成 27 年度）経費と比較して約 71.4%（年平均約 419,831,200 円）（表 1）増加している。この実施経費には、平成 27 年契約金額から増加した業務を含めた経費となっているため、実施経費から当該経費を除いて、比較すると 8.9% 増加している（表 1 参照）。しかしながら、この増加率（8.9%）について、経費の大半を人件費が占めていることから、東京都の最低賃金の対平成 27 年度の上昇率（11.7% 表 2 参照）、賃金構造基本統計調査の「警備員」の数値を元に試算した年間給与額の上昇率（12.6% 表 3）と比較した。その結果、実施経費の増加率（8.9%）は、これらの賃金等の上昇率を下回ることから、一定の効果があったものと評価できる。

○表1 市場化テスト前後の契約金額の比較（消費税抜き）

（円）

| 契約区分 | 市場化テスト前 | | 市場化テスト① | 市場化テスト② | 比較(C)-(A) | |
|------------------|------------------------|-------------|-------------|---------------|-------------|-------|
| | H26年度 | H27年度 | H28～30年度 | H31～R3年度 | 金額 | 比率 |
| | | (A) | (B) | (C) | | |
| 契約金額 | 476,400,000 | 588,376,000 | 657,000,000 | 1,008,207,200 | 419,831,200 | 71.4% |
| 契約金額から増加した金額の内訳 | | | | | 金額 | 比率 |
| 増 加 業 務 | ①年間臨時警備分 | | | | 10,605,505 | 1.8% |
| | ②警備時間の変更 | | | | 77,213,437 | 13.1% |
| | ③国際線SRA検査の全域化に伴うポスト数の増 | | | | 279,375,951 | 47.5% |
| | ④平成27年度からの増加額 | | | | 52,636,307 | 8.9% |

○表2 地域別最低賃金改定状況

| 区分 | 平成31年度 | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成28年度 | 平成27年度 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 東京 | 1,013 | 985 | 958 | 932 | 907 |
| 対平成27年度 増加率(%) | 11.7 | 8.6 | 5.6 | 2.8 | |

○表3 賃金構造基本統計調査（都道府県×職種 DB）

| | 項目の説明 | 平成31年 | 平成30年 | 平成29年 | 平成28年 | 平成27年 |
|------------|-----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 2019年 | 2018年 | 2017年 | 2016年 | 2015年 |
| 警備員 (男) | ① 所定内給与額【千円】 | 234.3 | 214.3 | 231.1 | 217.4 | 216.9 |
| | ② 所定内給与額【千円】 (年額) ①×12ヶ月 | 2811.6 | 2571.6 | 2773.2 | 2608.8 | 2602.8 |
| | ③ 年間賞与その他特別給 与額【千円】 | 370.9 | 266.2 | 110.5 | 354.5 | 222.5 |
| | ④ 総収入(年額) ②+③ | 3182.5 | 2837.8 | 2883.7 | 2963.3 | 2825.3 |
| | ⑤ 対前年度伸び(%) | 12.1 | -1.6 | -2.7 | 4.9 | |
| | 対平成27年度増加率 | 12.6 | 0.4 | 2.1 | 4.9 | |

出典：賃金構造基本統計調査（厚生労働省）

e-stat (<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003084962>) の賃金構造基本統計調査の「データセット一覧」から、「都道府県×職種 DB」を選択。地域を「東京」、職種を「警備員」と選択。「所定内給与額」及び「年間賞与その他特別給与額」を抽出して、年間の給与額試算し伸び率を算定

(4) 競争性改善のための取組

競争性の改善のため、国土交通省が実施した主な取組は、下記のとおりである。

- 市場化テスト1期目（平成28年度－平成30年度）における取組
 - 業務内容、提案の評価基準を明確化。
- 市場化テスト2期目（平成31年度－令和3年度）における取組み
 - 入札参加グループの構成について、例示
 - 加算点項目における実績要件の緩和
 - 業務理解を深めるため、更なる実施情報を開示するとともに、業務説明会を企画し、ホームページで参加者を募集

(5) 業務の特殊性等

本事業の特殊性等について、更なる改善が困難な事情を確認したところ、以下のとおりである。

東京国際空港は、24時間365日稼働する空港であり、日本一大きい空港である。このため、空港の運営には、多くの警備員の必要となる。

実施府省において分割について検討を行ったところ、事業を分割することで、警察への通報、侵入者の捜索など迅速な対応が必要となる場面において、指揮系統が複数になることが想定され、分割は難しいとの判断をしているところである。

(6) 評価のまとめ

前記「(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価」記載のとおり、業務の実施にあたり「確保されるべき達成目標として設定された質」については、全て目標を達成していると評価できる。また、民間事業者の改善提案についても、巡回業務における車両事故回避に関する提案、警備本部に関する提案等、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できる。

実施経費については、「(3) 実施経費」記載のとおり、平成27年度からの増加額の上昇率(8.9%)は、東京都の最低賃金の上昇率(11.7%)、賃金構造基本統計調査の上昇率(12.6%)（いずれも対平成27年(度)比）と比べても下回っており、一定の効果があつたものと思われる。

このため、公共サービスの質の維持向上、経費の削減を一定程度の効果があつたものと評価できる。

一方、1者応札が継続しており、競争性に課題が認められる。

この点、「(4) 競争性改善のための取組」記載のとおり取組を実施したものの、「(5) 業務の特殊性等」記載のとおり市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めないものと認められる。

なお、本事業の実施期間中に委託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、

法令違反行為等もなかった。また、今後は、国土交通省に設置されている入札監視委員会において、事業実施状況のチェックを受けることが予定されている。

(7) 今後の方針

本事業については、競争性の確保において課題が認められ、良好な実施結果を得られたと評価することが困難であるものの、「(6) 評価のまとめ」のとおり、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善は見込めないものと認められる。

以上のことから、本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定）Ⅱ. 1. (2)の基準を満たしているものとして、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することとする。

市場化テスト終了後の事業実施については「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、国土交通省が自ら公共サービスの質の維持向上、コストの削減及び事業の透明性の確保を図っていくことを求めたい。

また、今後も人口減少が進み、予算や人的資源の制約がある中で、新技術の動向等を踏まえつつ、効率的な警備体制のあり方について検討することを求めたい。

さらに、国土交通省に対し、今後も受託者の決定プロセス及びコストの透明性を確保するよう求めるとともに、競争性の改善を通じた公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図るため、本事業の目的・理念に沿う範囲内で、事業の実施方法等についての見直しを含めた不断の検討を要請する。

なお、今後の契約の状況によっては事後調査を行うほか、市場化テストの対象事業として再選定されることもある。

令和3年5月28日
国土交通省東京航空局

民間競争入札実施事業
「東京国際空港警備業務請負」の実施状況について

1. 事業の概要

国土交通省東京航空局の東京国際空港警備業務請負については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）に基づき、以下の内容により平成28年4月から民間競争入札により実施しており、現在実施している事業は2期目である。

1) 業務内容

本事業は航空機の安全運航を阻害する制限区域内等への不法侵入及び航空法第53条で定める禁止行為の未然防止並びに、東京空港事務所庁舎等及び庁舎敷地内の保安の維持等を図るため警備業務を実施するものである。

2) 契約期間

平成31年4月1日から令和4年3月31日までの3年間

3) 受託事業者

首都圏ビルサービス協同組合

4) 実施状況評価期間

平成31年4月1日から令和3年3月31日までの2年間

5) 受託事業者決定の経緯

本事業にかかる落札者の決定は、総合評価方式により実施することとしており、平成30年12月27日の提出期限までに入札参加者1者から提出された競争参加資格確認申請書類及び技術提案書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、入札参加資格及び評価基準を満たしていた。

平成30年2月4日に開札した結果、予定価格の範囲内の入札は1者であり、総合評価の結果、首都圏ビルサービス協同組合を受託事業者として決定した。

2. 確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価

本業務における民間競争入札実施要項（平成30年11月。以下「実施要項」という。）において定めた受託事業者が確保すべきサービスの質及び達成すべき水準の達成状況に対する、当局の評価は以下のとおり。

| 基本方針 | 要求事項 | 測定指標 | 結果 |
|--------------------------------------|----------|---|--|
| 警備業務を通じて、空港の保安の確保に努め円滑な空港運用を可能とすること。 | 信頼性の確保 | 本業務の不備に起因して、警備システム監視及び巡回警備による警戒・監視業務が停止しないこと。 | 日々、受託事業者より提出される日報を監督職員が検査を実施し、要員が適切に配置され、警備システム監視や、巡回警備を切れ間無く実施していることを確認しており、警戒・監視業務停止件数は0件であった。 |
| | | 業務中の過失による人身事故及び物損事故を起こさないこと。 | 空港の運用に影響を与える事故及び物損事故の発生件数0件であった。 |
| | 事案発生時の措置 | 制限区域及び庁舎内に侵入した不審者及び不審車両に対し適切な警備措置を行うこと。 | 制限区域及び庁舎内へ侵入した不審者及び不審車両に対し適切な警備措置ができない件数は0件であった。 |

また、本業務実施要項1.2.2に示す、各業務において確保すべき水準に関し、受託事業者が実施した、業務の実施状況は以下のとおり。

| 基本的な方針 | 業務種別 | 確保すべき水準 | 実施状況 |
|--|----------|---|---|
| 各業務に規定する要求水準を確保すること。なお、業務基準は実施要項(6.)に開示する情報に定める内容とし、従来の実施方法については改善提案を行うことができる。 | 警備統括 | 指定された担当業務を実施し、適切な統括責任体制を有すること。 | 監督職員の指示の下、警備全体の統括責任者として、警備員に適切な指示を行うとともに、監督職員への報告も行い、適切な統括責任体制を有していることを当局職員への聞き取り及び日報で確認した。 |
| | 警備システム監視 | 指定された担当業務を実施し、適切な端末操作により、空港全体の警戒・監視と警備状態の把握を行うこと。 | センサー、カメラの警備システムを適切に使用し必要な警戒・監視を行っていることを、同室で監督を行っている当局職員への聞き取り及び日報で確認した。 |
| | 巡回警備 | 指定された担当業務を実施し、適切な警戒・監視を行うこと。 | 車両により適切な警戒巡回を行っていることを、不定期で当局職員が巡視した際に確認を実施。また、業務日報で確認した。 |
| | SRA立入検査 | 指定された担当業務を実施し、適切な検査を行うこと。 | 制限区域内の指定された区域へ立入る者及び車両に対し所持品等適切な検査を行っていることを不定期で当局職員が巡視した際に確認を実施。また、業務日報で確認している。 |

| | | | |
|--|-------|------------------------------|---|
| | 立哨警備 | 指定された担当業務を実施し、適切な出入管理を行うこと。 | 制限区域内への立入りを承認された者及び車両に対し適切な出入管理及び周辺の警戒監視を行ったことを不定期で当局職員が巡視した際に確認を実施。また、日報で確認した。 |
| | 庁舎等警備 | 指定された担当業務を実施し、適切な警戒・監視を行うこと。 | 指定された担当業務を適切に実施したことを、日常的に職員が入退庁する際に、確実に業務が遂行されているかどうかの確認を実施。また業務日報で確認している。 |

【所見】

適切な実施体制が組み立てられており、確保すべき基本的水準は全て達成できており、警備業務を通じて、空港の保安の確保に努め円滑な空港運用に寄与している。

3. 実施経費の状況及び評価（※金額は全て税抜）

1) 3カ年契約金額（消費税抜き）

ア 契約金額 ¥3,024,621,600円 入札者数1者

イ 1年あたりの平均金額 ¥1,008,207,200-

2) 市場化テスト前後の経費の比較

市場化テスト前後の契約金額比較表（消費税抜き）

(円)

| 契約区分 | 市場化テスト前 | | 市場化テスト ① | 市場化テスト ② | 比較(C)-(A) | |
|-----------------|---------------------------|-------------|-------------|---------------|-------------|-------|
| | H26年度 | H27年度 | H28～30年度 | H31～R3年度 | 金額 | 比率 |
| | | (A) | (B) | (C) | | |
| 契約金額 | 476,400,000 | 588,376,000 | 657,000,000 | 1,008,207,200 | 419,831,200 | 71.4% |
| 契約金額から増加した金額の内訳 | | | | | 金額 | 比率 |
| 増加業務 | ① 年間臨時警備分 | | | | 10,605,505 | 1.8% |
| | ② 警備時間の変更 | | | | 77,213,437 | 13.1% |
| | ③ 国際線 SRA 検査の全域化に伴うポスト数の増 | | | | 279,375,951 | 47.5% |
| ④ 平成27年度からの増加額 | | | | | 52,636,307 | 8.9% |

警備業務請負について、市場化テスト2期目における経費と市場化テスト直前（別紙参照）（平成27年度）の1年の契約平均額を比較すると419,831,200円（71.4%）の増となった。

このうち、10,605,505円(1.8%)は通常警備以外の、VIP等が来た場合の特別警備費用となっており、年のVIPの来港回数により変動するものです。

次に、77,213,437円(13.1%)については、平成27年4月より、空港のゲートにて立哨警備を行っている警備員の警備時間が変更された事に伴う増となっております。

次に、279,375,951円(47.5%)については、SRA検査という国際基準に準じた検査を行う要員を増やす必要が生じ、平成30年度までは13ポストであったが、平成31年度より28ポストまで増やした事による増となる。

最後に平成27年度から増加業務以外で増加した額52,636,307円(8.9%)については、労働単価が、市場化テスト直前の平成27年度単価より市場化テスト実施期間中の平成31年度単価の方が上昇しているためであり、この大きな要因として、2020年に実施予定であった東京オリンピック・パラリンピックに向けて、警備業務の需要増により要員確保が非常に難しい状況となっている(表1参照)。

最低賃金は平成27年度より平成31年度とでは表2のとおり11.7%上昇しており、労働単価が大幅に上昇している中で、契約額が52,636,307円(8.9%)の上昇のみに抑えられたことは、実質的に経費が節減できていると評価できる。

表1 職業別有効求人倍率(パートタイムを除く常用) (単位:倍)

| | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 保安の職業 | 5.76 | 6.89 | 8.48 | 8.30 | 6.82 |
| 全体 | 1.11 | 1.27 | 1.54 | 1.51 | 1.04 |

出所:厚生労働省 一般職業紹介状況(職業安定業務統計)

表2 地域別最低賃金改定状況 (単位:円/1時間)

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 東京都 | 907 | 932 | 958 | 985 | 1,013 | 1,013 |

出所:厚生労働省官 地域別最低賃金改定状況

4. 民間事業者からの改善提案による改善実施事項等

○ 巡回業務における車両事故回避に関する提案

通常運転時の事故回避のため、仕様書に規定する以上の自動衝突回避装置等が付いている安全性能の高い車両を配備がなされ、安全性の向上が行われた。

○ 警備本部に関する提案

警備本部を設置したことにより、仕様以上の人員が配置され、本部要員が巡視を行い、警備に当たっている警備員の健康状態や業務実施状況を把握することで、確実な業務の質を向上させることができおり、また、突発的な警備機器故障時の増員対応においても迅速な対応が行われていた。

- 緊急時対応の動員増に関する提案
羽田空港内、空港近辺に多くの職場を抱えており、緊急時において、業務を継続する上で監督職員の指示に従い迅速に警備員の動員増が行われていた。
- 警備員の教育、訓練体制に関する提案
空港警備が特殊性であるため、施設警備、空港保安警備双方の基本から応用について警備員に応じた必要な教育訓練が行われていた。

5. 競争性改善のための取組み

- 市場化テスト1期目（平成28年度～平成30年度）における取組み
 - 業務内容、提案の評価基準を明確化した
- 市場化テスト2期目（平成31年度～令和3年度）における取組み
 - 入札参加グループの構成について、例を挙げた
 - 加算点項目における実績要件の緩和
 - 業務理解を深めるため、更なる実施情報を開示するとともに、業務説明会を企画し、ホームページで参加者を募集

市場化テスト1期目から上記のとおり競争性を確保するための取組みを実施してきたものの、今回応札者については1者であり競争性確保に課題が残った。民間事業者にヒアリングを行ったが、警備員の確保が厳しい状況の中、平成31年度以降、当該業務の事業規模が大きくなることから、要員確保が難しいとの回答であった。

6. 全体的な評価

達成すべき質の達成状況については、上記2のとおり、信頼性の確保、事案発生時の措置について、確保されるべき質を満足するものであり、また、民間事業者の創意工夫による改善提案がされたことで、巡回業務における車両事故回避に関する提案について、通常運転時の事故回避のため自動衝突回避装置等が付いている安全性能の高い車両を配備し事故回避に努め、空港の運用に影響を与える事故及び物損事故は0件であった。その他の民間事業者の創意工夫による改善提案については、適切な対応が図られたことは評価することができる。

実施経費についても、労務単価が市場化テスト前と比較すると11.7%と大幅な上昇がみられたにも関わらず、契約金額の上昇が市場化テスト前と比較すると8.9%の上昇にとどまったことから、実質的には経費が削減されていると評価できる。

他方、競争性を確保するため、上記のとおり様々な取組みを実施してきたものの、応札者については1者であり競争性確保に課題が残った。

7. 今後の方針

- (1) 本事業の市場化テストは今期が2期目であるが、事業全体を通じた実施状況は以下のとおりである。

- ① 実施期間中に、受託民間事業者が業務改善指示等を受ける、あるいは業務にかかる法令違反行為等を行った事案はなかった。
 - ② 国土交通省東京航空局内に設置されている総合評価委員会は、外部有識者（大学教授、弁護士）で構成され、契約の点検・見直し等を行う「入札監視委員会」も設置されており、その枠組みの中で実施状況報告のチェックを受ける体制が整っている。
 - ③ 入札参加者は1者であり競争性は確保されなかった。
 - ④ 対象公共サービスの確保されるべき質については、目標を達成していた。
 - ⑤ 従来経費と今期の契約金額を比較すると8.9%上昇していたが、人件費が11.7%と大幅に上昇している中で、上昇分がこれだけに抑えられたことは、実質的には経費が削減されていると評価できる。
- (2) 本事業は市場化テスト2期目であり、これまで等級の拡大、入札スケジュールの確保、入札参加グループによる入札、広報等実施してきた。現在、受注している首都圏ビルサービス協同組合は、平成26年度から東京国際空港の警備業務請負を実施しており、優位性があると考えられるが、今後も競争性確保のために積極的な広報を実施していく。
- (3) 以上のとおり、競争性に課題が残るが、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めないため、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する方針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定Ⅱ. 1（2））の基準に照らし、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了したい。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施機関、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き、法の趣旨に基づき、国土交通省自ら公共サービスの質の維持向上及びコスト削減等を図る努力をしまいたい。

以 上